（経過措置）

2　新令第二十七条の規定は、令和八年四月一日以後に母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める教育訓練を修了する者に対する同法第三十一条（同号に係る部分に限り、同法第三十一条の十において準用する場合を含む。）の規定による給付金の支給について適用し、同日前に当該教育訓練を修了した者に対するこれらの給付金の支給については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　高市　早苗

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百三十二号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第九十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「八十万円」を「八十五万円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和八年度分の負担金から適用する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百三十三号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）附則第二条及び第九条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「令和八年三月三十一日」を「令和十五年三月三十一日」に改める。

附則第八条の二中「令和七年度」を「令和十五年度」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

（健康保険法施行令等の一部改正）

2　次に掲げる政令の規定中「令和八年三月三十一日」を「令和十五年三月三十一日」に改める。

一　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）附則第四条

二　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）附則第三十四条

三　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第五十二条の六

（国民健康保険法施行令の一部改正）

3　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の三中「令和八年三月三十一日」を「令和十五年三月三十一日」に改める。

附則第四条中「令和八年三月三十一日」を「令和十五年三月三十一日」に改め、同条の表第二十九条の七第一項第一号の項中欄中「及び」を「、介護納付金及び」に改め、同表第二十九条の七第一項第三号の項の次に次のように加える。

第二十九条の七第一項第四号	第七十五条の七第一項	附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項

附則第四条の表第二十九条の七第二項第一号イ(2)の項中欄中「及び」を「、介護納付金及び」に改め、同項下欄中「並びに」を「、介護納付金並びに」に改め、同表第二十九条の七第二項第一号ロ(2)の項中欄中「及び」を「、介護納付金及び」に改め、同項下欄中「並びに」を「、介護納付金並びに」に改め、同表に次のように加える。

第二十九条の七第五項第一号ロ(1)	第七十五条	附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条
第二十九条の七第六項	第七十六条第一項	附則第七条の規定により読み替えられた法第七十六条第一項

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

4　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条中「令和八年三月三十一日」を「令和十五年三月三十一日」に改め、同条の表第五条第五項の項を次のように改める。

第五条第五項	第七十三条第二項	附則第七条の規定により読み替えられた法第七十三条第二項
	(2)に掲げる額の合計額に対する同号イ(1)に掲げる額の割合	高齢者医療確保法附則第十三条の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(2)に掲げる額の合計額に対する高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(1)に掲げる額の割合
	三　次のイからニまでに掲げる特定納付費用額の部分（前期高齢者交付金がある場合には、イからニまでに掲げる特定納付費用額の部分からホに掲げる部分を除く。）へに掲げる割合	三　次のイからニまでに掲げる特定納付費用額の部分（前期高齢者交付金がある場合には、イからニまでに掲げる特定納付費用額の部分からホに掲げる部分を除く。）へに掲げる割合
	イ　高齢者特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分	イ　高齢者特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分